調達管理番号・案件名
26a00320_マリ国みんなの学校アドバイザー

質問と回答は以下のとおりです。

2026年11月16日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2章【2】第3条 2.【留意事項】●安全対策措置 (関連:第3章 1.(2)4)要員計画〔p.27〕、第3章 4.見積書作成にかかる留意事項〔p.31〕)	「業務地」の記載方法について 見積書およびプロポーザル各様式(要員計画書、業務従事者履歴書等)における「業務地」の記入欄について質問です。本案件はマリ全土への渡航禁止措置に伴い、本邦や第三国(セネガル等)からの遠隔支援および第三国への短期渡航 が想定されていますが、当該欄には事業対象国である「マリ」と記載すべきでしょうか、それとも実際の役務履行地である「セネガル(第三国)」や「本邦」(あるいは両者の併記)と記載すべきでしょうか。	作業計画/要員計画等において、実際の渡航先を記載する場合は、実際に渡航を予定している国・地域をご記載ください。 一方、見積書や業務従事者履歴書、類似業務の経験等については、当該案件の対象国(マリ)をご記載ください。したがいまして、マリ案件であるものの、安全対策上の理由等により実際にはマリへ渡航せず、本邦又は第三国から業務を実施した案件については、「マリ」と記載いただいて差し支えありません。
2	9	第2章【2】第3条 2.【留意事項】●広報活動 (関連:別紙3 共通業務内容 4.広報活動〔p.26〕)	広報活動について 第2章第3条2.【留意事項】「広報活動」および別紙3「4. 広報活動」について質問です。 本業務における広報活動について、JICA様が現時点で想定されている媒体や機会(例えば、JICAウェブサイト〔ODA見える化サイトを含む〕・SNS等への記事掲載、国内外のセミナー・学会・国際会議等での成果発表など)がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 また、記事掲載等の想定頻度や、受注者に期待される具体的な役割(原稿作成、写真・映像の提供、成果発表への対応等)についても、現時点での想定がございましたら、あわせてご教示いただけますでしょうか。	現時点では、JICAのホームページ内の「みんなの学校ひろば」、ODA見える化サイト、及びSNSを主な広報媒体として想定しています。 広報活動の頻度については、現時点では各媒体につき年1回程度を想定していますが、案件の進捗や成果の発現状況に応じて変更となる可能性があります。 受注者には、広報素材となる原稿案の作成、写真・図表等の提供、成果や教訓の整理への協力を期待しています。また、必要に応じて教育分野に関するセミナー等での成果発信を依頼する可能性はあります。

3	11	第2章【2】第4条 2.(1)①成果1 活動1-2 (関連:第3章 4.(3)別見積について〔p.32〕、(4)定額計上について〔p.33〕)	経験共有会の開催経費について 第2章第4条2.(1)活動1-2について質問です。同活動では、受注者が経験共有会を「1年に2回程度、企画・実施する」(バマコでの対面開催、1年で30CAPを対象)と記載されておりますが、活動1-1の第三国招へいとは異なり、必要経費が本契約の契約金額に含まれる旨の記載はございません。また、第3章4.(3)別見積及び(4)定額計上の対象にも含まれておりません。 経験共有会の開催経費(会場借料、参加者の昼食・軽食、地方からの参加者の国内出張旅費・交通費等)は、本契約の一般業務費(セミナー等実施関連費)として本見積(上限額内)に計上するとの理解でよろしいでしょうか。それとも、マリ国民教育省の予算による開催を想定されておりますでしょうか。 また、本見積に計上する場合、地方のCAP等からの参加者がバマコでの経験共有会に参加する際の、勤務地とバマコとの間の往復移動に係る交通費(公用車両等の燃料費、公共交通機関の運賃)について、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」においてセミナー等実施関連費の対象とされている「セミナー等参加者等の…交通費」として、参加者の日当・宿泊料とは別に計上するとの理解でよろしいでしょうか。なお、地方からの参加者のバマコ市内での移動に係る費用は日当で賄われるものと理解しております。これらの条件により上限額内での積算が大きく変わるため、現時点でのご想定をお示しいただけますと幸いです。参加者の日当・宿泊費の適用単価については、質問4に記載のとおりです。	ご理解のとおりです。経験共有会の開催に係る経費(会場借料、参加者の昼食・軽食、参加者の出張旅費・交通費等)については、本契約の一般業務費(セミナー等実施関連費)として、本見積(上限額内)に計上してください。 また、交通費については、ご質問のとおり、セミナー等実施関連費における参加者交通費として、日当・宿泊料とは別に積算してください。
4	13	第2章【2】第4条 2.(1)③活動3-3	履行期間中のみんなの学校フォーラム開催予定について 活動3-3には2028年1月に仏語圏アフリカでの開催が計画されている旨の記載がありますが、本業務の履行期間中に、これ以外に開催が予定されているみんなの学校フォーラム等がございましたら、時期、開催地、使用言語及びマリ側の参加形態(対面・オンライン)をご教示いただけますでしょうか。	現時点では、「みんなの学校フォーラム」は、例年1月に実施している課題別研修「コミュニティ協働による学校運営改善を通じた質の高い学びの保障」の在外補完研修の一環として開催することを想定しています。本業務の履行期間中においては、一般業務費にて負担するのは2028年1月(2027年度)開催分が対象となります。 開催時期については、例年どおりであれば1月中旬から下旬を想定しています。開催地については、2027年度は仏語圏アフリカでの開催を予定しており、具体的な開催国・開催地は2027年4月頃に確定する見込みです。なお、2028年度は英語圏アフリカでの開催を予定しています。 使用言語は2027年度はフランス語を基本としますが、英語圏からの参加者も想定されるため、必要に応じて英語通訳を手配する予定です。 マリ側の参加形態については、JICA安全対策措置や開催国の受入状況等を踏まえつつ、可能な限り対面参加とすることを想定しています。ただし、状況によってはオンライン参加又は対面・オンラインの併用となる可能性があります。
5	25	別紙3 共通業務内容　2.合同調整委員会(JCC)等の開催支援	JCC・合意文書について 本業務に関し、R/D等の合意文書が既に締結されているか、あるいは今後締結される予定があるかについて、ご教示いただけますでしょうか。 また、JCCまたはこれに類する会議について、現時点で想定されているメンバー構成、開催頻度、開催地および開催形態(オンライン開催や第三国への関係者招へい等)がございましたら、あわせてご教示いただけますでしょうか。	本業務は個別専門家案件であるため、技術協力プロジェクトにおけるR/Dのような合意文書の締結は想定しておりません。また、現時点において新たにR/D等を締結する予定もありません。 また、本業務は個別専門家案件であるため、技術協力プロジェクトにおけるJCCのような公式な合同調整委員会の設置・開催は想定しておりません。一方で、SYDAC国家普及計画の円滑な実施に向け、教育省、関係機関及び専門家間での定期的な協議や合意形成は重要であることから、オンライン会議に加え、関係者招へいを活用し、活動方針や進捗状況に関する協議・調整を行うことを想定しています。

6	25	別紙3 共通業務内容 3.成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成 (関連:第2章【2】第5条 1.報告書等〔p.15〕、同(3)個別案件活動進捗報告書〔p.16〕)	モニタリング報告書について 別紙3「3.」に記載されている「発注者所定のモニタリングのための報告書」について質問です。こちらは、第5条に規定されている「個別案件活動進捗報告書」(業務開始から半年ごとに発注者指定の様式で提出)と同一の報告書との理解でよろしいでしょうか。 異なる報告書を想定されている場合には、それぞれの様式および提出頻度について、ご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙3「3.」に記載している「発注者所定のモニタリングのための報告書」は、第5条に規定する「個別案件活動進捗報告書」を指しており、同一の報告書を想定しています。
7	28	第3章 2.(2)1)業務量の目途	「現地業務人月」と「準備業務人月」の配分について 業務量の目途として「約14.66人月」、渡航回数の目途として「延べ13回」と記載されておりますが、本件はマリ全土への渡航禁止に伴い、本邦等からの遠隔支援(準備業務)および第三国での対面支援(現地業務)を組み合わせて実施することが想定されています。ついては、14.66人月のうち「現地業務人月」と「準備業務人月」の具体的な配分(内訳日数・割合)について、JICA様で想定されている標準的な比率や制限(上限・下限等)はございますでしょうか。それとも、提案者の作業計画・業務実施方法に基づき自由な配分で提案して差し支えないでしょうか。	2年間で計5回程度を想定しているC/Pのセネガル招へい時には、専門家も渡航のうえ対面で協議や技術指導を実施することを想定しています。加えて、時差やコミュニケーション効率等を考慮すると、一定程度の現地業務(第三国渡航)を組み合わせることが効果的であると考えられるため、業務従事者の渡航回数については公示に記載の回数を目安として設定しています。 ただし、これらはあくまで発注者側の想定であり、業務目的が効果的・効率的に達成されることを前提として、現地業務人月と準備業務人月の配分や渡航回数については、受注者の業務実施方針に基づく提案を妨げるものではありません。受注者において最適と考える実施体制・業務計画をご提案ください。
8	28	第3章 2.(2)2)渡航回数の目途 (関連:第3章 4.(4)定額計上について〔p.33〕)	渡航回数13回の想定について 渡航回数の目途として「延べ13回」と記載されておりますが、この回数について、JICA様が現時点で想定されている渡航先(セネガル以外の第三国を含むか)、渡航人数および各人の渡航回数の内訳がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 また、定額計上とされている「みんなの学校フォーラム参加」および「周辺国側面支援」に係る渡航についても、上記13回に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	渡航先は主としてセネガルを想定しています。また、渡航人数については2名、渡航回数についてはそれぞれ7回及び6回程度を想定しています。現時点では、C/Pのセネガル招へい時の渡航を中心に想定しており、その他の渡航についても、時差や対面での協議・調整の必要性を踏まえて設定しています。ただし、これらはあくまで発注者側の想定であり、業務目的を達成するためにより効果的・効率的な実施方法がある場合には、受注者による業務実施方針に基づく提案を妨げるものではありません。プロポーザルにおいて最適と考える渡航計画及び実施体制をご提案ください。 また、定額計上としている「みんなの学校フォーラム参加」及び「周辺国側面支援」に係る渡航についても、上記13回の渡航回数には含まれます。一方で、定額計上の中には、「セネガル/第三国から、フォーラム開催地・周辺支援国に渡航する」想定での金額が含まれておりますので、「セネガル/第三国」への渡航に係る費用は、13回分を上限額に含めて本見積で計上ください。

9	31	第3章 4.見積書作成にかかる留意事項 (関連:第2章【2】第4条 2.(1)①活動1-1〔p.10〕、活動1-2〔p.11〕)	カウンターパート出張旅費、市内交通費、燃料費、ケータリング代等の適用単価について マリ国民教育省のカウンターパート等が、本業務の活動(第三国招へい、経験共有会等)のために国外及び国内に出張する際の旅費の積算について質問です。 (1)日当・宿泊料に相当する経費は、マリ政府の「出張手当の支給条件及び方法を定める2016年1月15日付政令第2016-0001/P-RM号」(Décret n°2016-0001/P-RM)に定めるカテゴリー別の単価(国外出張は同政令第9条の地域別加算を含む)を適用して積算するとの理解でよろしいでしょうか。異なる基準(JICAの定める単価等)を適用すべき場合は、その基準をご教示ください。 (2)同政令を適用する場合、地方分権化・分散化支援室(CAD/DE)長、教育アカデミー(AE)局長及びCAP長は、同政令のいずれのカテゴリーに該当するとの扱いになりますでしょうか。 (3)第三国招へい時の航空賃の搭乗クラスは、同政令のカテゴリー別の定め(カテゴリーⅠ・Ⅱはビジネスクラス、それ以外はエコノミークラス)に従うとの理解でよろしいでしょうか。 (4)経験共有会等をバマコで開催する際の、バマコ在住の参加者への市内交通費、軽食(ポーズカフェ)、昼食、飲料水及び会場使用料について、先行案件で適用されていた単価又は基準がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	(1)ご理解のとおり、同政令に定めるカテゴリー別単価を適用して積算してください。詳細は以下の法令をご参照ください。 マリ政府政令「第2016-0001/P-RM号」(Décret n°2016-0001/P-RM) (https://sgg-mali.ml/JO/2016/mali-jo-2016-04.pdf) (2)先行案件においては、マリ政府政令に基づき、地方分権化・分散化支援室(CAD/DE)長をカテゴリーⅢ、教育アカデミー(AE)局長をカテゴリーⅣ、CAP長をカテゴリーⅤとして取り扱っていました。 (3)第三国招へいに係る航空賃については、準拠法令は未確認ながら、先行案件において、国民教育大臣及び教育省事務次官級を除き、原則としてエコノミークラスを適用していたため、本業務においても同様の取扱いを想定しています。 (4)先行案件での単価を参考までにご共有いたしますが、定額計上を指示するものではありませんので実勢情報を得つつ積算してください。 大ボトル:300~500FCFA/本(約75~125円) 小ボトル:100~250FCFA/本(約25~63円) 会場借上費:28,000円/日(先行案件) 発電機借上費:10,000円/日(先行案件) なお、上記は先行案件における実績及び現時点での想定であり、実際の積算に当たっては、現地の実勢価格や活動内容を踏まえて確認・調整いただくことを想定しています。

以上